ASBJ

第 545 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(3)-3

日付　2025 年 4 月 17 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	分類及び測定（直接償却）の定めに関する検討

I.　本資料の目的

1. 本資料は、直接償却に関する分類及び測定に関する定めについて ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II.　これまでの経緯

2. 第 544 回企業会計基準委員会等[1]において、減損プロジェクトにおける分類及び測定の定めに関する企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）、移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」（以下「金融商品会計 Q&A」という。）（以下合わせて「金融商品会計基準等」という。）の改正方針についてお示しし、概ね異論は聞かれなかった。

3. 本資料では、前項を踏まえ、直接償却に関する金融商品会計基準等の改正についての事務局の分析及び提案をお示しする。

III. ASBJ 事務局による分析及び提案

（直接償却に関する金融商品会計基準等の改正方針）

4. 第 544 回企業会計基準委員会等において、直接償却について以下の対応を行うことを事務局より提案し、概ね異論は聞かれなかった。

   (1) IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めを金融商品実務指針に取り入れる。

5. 前項を踏まえて、直接償却に関する IFRS 第 9 号の定めの取入れ及び関連する現行

[1] 第 544 回企業会計基準委員会（2025 年 4 月 2 日開催）及び第 236 回金融商品専門委員会（2025 年 4 月 1 日開催）を合わせて「第 544 回企業会計基準委員会等」という。

の日本基準の定めの修正について、事務局の分析及び提案をお示しする。

（IFRS 第 9 号の定め）

6. 直接償却に関する IFRS 第 9 号の定めは、次のとおりである。

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
5.4.4	企業は、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しなければならない。直接償却は、認識の中止につながる事象となる（B3.2.16 項(r)参照）。
B5.4.9	直接償却は、金融資産全体に関連している場合もあれば、一部に関連している場合もある。例えば、企業がある金融資産に係る担保の実行を計画していて、その担保から回収できるのは当該金融資産の 30%程度と予想している。企業が当該金融資産からそれ以上のキャッシュ・フローを回収する合理的な見込みがない場合には、当該金融資産の残りの 70%を直接償却すべきである。

（現行の日本基準における定め）

7. 現行の金融商品会計基準では、直接償却（直接減額）について次のとおり定めている。

金融商品会計基準
V. 貸倒見積高の算定 **2. 貸倒見積高の算定方法** （注10）破産更生債権等の貸倒見積高の処理について 破産更生債権等の貸倒見積高は、原則として、貸倒引当金として処理する。ただし、債権金額又は取得価額から直接減額することもできる。

8. また、現行の金融商品実務指針では、直接償却（直接減額）について次のとおり定めている。

金融商品実務指針
金融資産及び金融負債の評価及び会計処理 **債権**

貸倒引当金の会計処理

直接減額による取崩し

123. 債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合には、貸倒損失額を債権から直接減額して、当該貸倒損失額と当該債権に係る前期貸倒引当金残高のいずれか少ない金額まで貸倒引当金を取り崩し、当期貸倒損失額と相殺しなければならない。なお、この場合に、当該債権に係る前期末の貸倒引当金が当期貸倒損失額に不足する場合、当該不足額をそれぞれの債権の性格により原則として営業費用又は営業外費用に計上する。

直接減額後の回収

124. 貸倒見積高を債権から直接減額した後に、残存する帳簿価額を上回る回収があった場合には、原則として営業外収益として当該期間に認識する。

9. 加えて、直接償却（直接減額）の取扱いに関する金融商品会計基準と金融商品実務指針の関係について、現行の金融商品会計 Q&A では次のとおり説明している。

金融商品会計 Q&A

直接減額による取崩し

第 123 項

Q42：金融商品会計基準（注 10）では、「破産更生債権等の貸倒見積高は、原則として、貸倒引当金として処理する。ただし、債権金額又は取得価額から直接減額することもできる。」とされているのに対し、実務指針では債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合には、貸倒損失額を債権から直接減額するとされています。破産更生債権等の貸倒見積高の処理は、いずれの方法によるべきでしょうか。

A：実務指針第 117 項において、破産更生債権等の貸倒見積高は、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額（清算配当による回収可能額も同様の取扱い）を減額したその残額とされています。また、実務指針第 123 項においては、債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合には貸倒損失額を債権から直接減額するとした上で、当該貸倒損失額と当該債権に係る前期貸倒引当金残高のいずれか少ない金額まで貸倒引当金を取り崩し、当期貸倒損失額と相殺しなければならないとされています。したがって、実務指針では、破産更生債権等に区分した時点において、担保及び保証による回収見込額を控除した残額について貸倒引当金の計上を行い、次

に損失がほとんど確実となった時点でその引当金を取り崩して、直接減額された回収不能額と相殺することとなっており、実質的な処理内容として金融商品会計基準（注10）と異なっているわけではありません。

（分析）

10. IFRS 第 9 号第 5.4.4 項は、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合に金融資産の直接償却を行うことを要求している。なお、IFRS 第 9 号では、合理的な予想を有しているかどうかに関する詳細なガイダンスは提供されていない。

11. 一方、日本基準においては、金融商品会計基準（注 10）において、破産更生債権等の貸倒見積高は、貸倒引当金として処理することを原則とする一方、債権金額又は取得価額から直接減額することもできるとしている。また、金融商品実務指針第 123 項は、債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合に貸倒損失額を債権から直接減額することを求めている。

12. ここで、本資料第 4 項に記載の方針に従って IFRS 第 9 号の定めを取り入れるにあたり、現行の金融商品実務指針第 123 項の「債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合」を IFRS 第 9 号第 5.4.4 項で定められている「金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合」に置き換えて取り入れた場合の影響について検討する必要があると考えられる。

13. この点に関して、第 501 回企業会計基準委員会（2023 年 5 月 16 日開催）及び第 199 回金融商品専門委員会（2023 年 4 月 27 日開催）において、事務局から次の分析を提示した。

18. IFRS 第 9 号では、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合に金融資産の直接償却を行うことを要求している。しかしながら、IFRS 第 9 号では、合理的な予想を有しているかどうかに関する詳細なガイダンスは提供されていない。そのような状況を踏まえて、IFRS 第 7 号では、企業の直接償却の方針（回収の合理的な見込みがないという兆候及び直接償却したが依然として履行強制活動の対象とする金融商品に係る方針に関する情報を含む）の開示が要求されている。 19. 直接償却について日本基準では、金融商品会計基準等は、貸倒引当金の対象となる債権について回収可能性がほとんどないと判断された場合には直接償却を行うことを要求している。また、回収可能性がほとんどないと判断されるかどうか

に関する詳細なガイダンスは設けておらず、直接償却を行うか否かの判断については、各社において個々の状況や直接償却に関する一定の方針等を踏まえて決定されていると考えられる。

20. 直接償却を行う時点について、IFRS 第 9 号では「金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合」と定められている一方、金融商品会計基準等では「債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合」と定められている。このとおり、IFRS 第 9 号と金融商品会計基準等では、直接償却を行う時点について同一の文言ではないことから、IFRS 第 9 号の定めを日本基準に取り入れた場合に会計処理が変わる可能性がある。

21. しかし、本資料第 18 項及び第 19 項で示したとおり、IFRS 第 9 号と金融商品会計基準等のいずれにおいても、直接償却を行う時点に関する詳細なガイダンスは設けられておらず、各社において個々の状況や直接償却に関する一定の方針等を踏まえて判断されていると考えられる。このため、IFRS 第 9 号の定めを日本基準に取り入れたとしても、企業の判断によっては、直接償却を行う時点についての現行の実務や直接償却に関する方針が大きく変わらない可能性があると考えられる。

22. このように直接償却の会計処理が原則主義で定められる場合は、直接償却の方針に関する開示が重要になると考えられる。開示については別途議論を行うこととしているが、本論点について IFRS 第 9 号の定めを日本基準に取り入れる場合には、IFRS 第 7 号により要求されている直接償却の方針に関する開示が不可欠と考えられる[2]。

14. 前項の分析を踏まえ、現行の金融商品実務指針第 123 項の「債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合」について、IFRS 第 9 号第 5.4.4 項で定められている「金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合」に置き換えて取り入れることが考えられる。取入れに際して、IFRS 第 9 号第 5.4.4 項のうち「直接償却は、認識の中止につながる事象となる（B3.2.16 項(r)参照）。」については本プロジェクトの範囲外であること、また、B5.4.9 項については解説的な内容であることから、金融商品会計基準等に取り入れないことが考えられる。

15. さらに、IFRS 第 9 号第 5.4.4 項の取入れに際して、個別の文言に関する検討は次

[2]直接償却の方針に関する開示については、第 540 回企業会計基準委員会（2025 年 2 月 3 日開催）及び第 232 回金融商品専門委員会（2025 年 1 月 28 日開催）において、IFRS 第 7 号の定めを新たに開発する適用指針に取り入れることを事務局より提案している。

のとおりである。

(1) IFRS 第 9 号において直接償却の定めの対象となる「金融資産」は償却原価測定が求められる金融資産であるが、減損プロジェクトにおいては債権、満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券に限定して予想信用損失モデルの適用対象としていることから、「金融商品」という文言を用いて一括で定義するのではなく、債権、満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券が対象となるように個別的に直接償却を定めることが考えられる。

ここで、債権については、現行の金融商品実務指針では、金融商品実務指針第 123 項及び第 124 項において直接減額に関して定めていることから、金融商品実務指針第 123 項及び第 124 項を修正することが考えられる。

次に、満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券については、金融商品実務指針の有価証券のセクションにおいて、直接償却の定めを設けることが考えられる。この点、満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券に関する分類及び測定の定め等について今後審議を行う予定であることから、本資料では満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券に係る直接償却の定めについての文案をお示しせず、今後審議を行うことする。

(2) 現行の金融商品実務指針で用いられている「直接減額」という文言について、IFRS 第 9 号の用語である「直接償却」(write-off) に置き換えることが考えられるものの、IFRS 第 9 号第 5.4.4 項の文中では「直接減額」(reduce the gross carrying amount) という文言を使用していることから、必ずしも「直接償却」に置き換える必要はないと考えられる。このため、本資料においては「直接減額」を変更しない場合の文案をお示ししている。

(3) 現行の金融商品実務指針第 124 項で用いられている「貸倒見積高」については、予想信用損失に関する定めとの平仄を合わせるため、「予想信用損失」に置き換えることが考えられる。

16. この他、金融商品会計基準（注 10）と金融商品会計 Q&A Q42 は破産更生債権等に関する定めであり、当該債権区分は引き継がないこととしているため、IFRS 第 9 号の定めの取入れに合わせて、削除することが考えられる。

（事務局提案）

17. 本資料第 4 項から前項の分析に基づき、直接償却にかかる IFRS 第 9 号の定めを次のイメージで金融商品実務指針に取り入れることが考えられるがどうか。また、本資料第 7 項の金融商品会計基準（注 10）及び本資料第 9 項の金融商品会計 Q&A Q42

については、削除することが考えられるがどうか。

定めのイメージ	金融商品実務指針（現行）
金融資産及び金融負債の評価及び会計処理 **債権** **貸倒引当金の会計処理** 直接減額による取崩し 123. 債権の全体又はその一部分を回収するという合理的な予想を有していない~~債権の回収可能性がほとんどないと判断された~~場合には、予想信用損失~~貸倒損失額~~を債権の帳簿価額から直接減額~~して、~~する。その際、当該予想信用損失~~貸倒損失額~~と当該債権に係る前期貸倒引当金残高のいずれか少ない金額まで貸倒引当金を取り崩し、予想信用損失~~当期貸倒損失額~~と相殺しなければならない。なお、この場合に、当該債権に係る前期末の貸倒引当金が予想信用損失~~当期貸倒損失額~~に不足する場合、当該不足額をそれぞれの債権の性格により原則として営業費用又は営業外費用に計上する。 直接減額後の回収 124. 予想信用損失~~貸倒見積高~~を債権から直接減額した後に、残存する帳簿価額を上回る回収があった場合には、原則として営業外収益として当該期間に認識する。	金融資産及び金融負債の評価及び会計処理 **債権** **貸倒引当金の会計処理** 直接減額による取崩し 123. 債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合には、貸倒損失額を債権から直接減額して、当該貸倒損失額と当該債権に係る前期貸倒引当金残高のいずれか少ない金額まで貸倒引当金を取り崩し、当期貸倒損失額と相殺しなければならない。なお、この場合に、当該債権に係る前期末の貸倒引当金が当期貸倒損失額に不足する場合、当該不足額をそれぞれの債権の性格により原則として営業費用又は営業外費用に計上する。 直接減額後の回収 124. 貸倒見積高を債権から直接減額した後に、残存する帳簿価額を上回る回収があった場合には、原則として営業外収益として当該期間に認識する。

18. なお、満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券の直接償却に関する具体的な定めの文言については、満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券に関する分類及び測

定の定め等について審議を行った後、提案することを予定している。

ディスカッション・ポイント
本資料第 4 項から第 18 項の事務局の分析についてご意見を伺いたい。

以　上